鹿児島県立姶良病院診療報酬請求
業務等委託プロポーザル実施要領

１　目　的

鹿児島県立姶良病院における診療報酬請求業務等を委託する民間事業者等を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続き等について定める。

２　委託業務の概要等

(1)　委託業務名

鹿児島県立姶良病院診療報酬請求等業務委託

(2)　業務内容

別紙１「鹿児島県立姶良病院診療報酬請求業務等委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3)　病院の概要

別紙２「鹿児島県立姶良病院の概要」のとおり

(4)　委託業務の場所

鹿児島県姶良市平松６０６７

鹿児島県立姶良病院

(5)　委託の期間

令和９年２月１日から令和１２年１月３１日

なお、本委託契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記するものとする。

(6)　委託業務に係る経費

委託期間中の委託費の予算上限は、１１８，４７６千円（消費税及び地方消費税抜き）とする。

３　公　告

本委託業務に係る公募型プロポーザルに参加しようとする民間事業者等（以下「参加者」という。）を広く募集するため、本実施要領を鹿児島県立姶良病院のホームページにおいて公告する。

ホームページアドレス：http://hospital.pref.kagoshima.jp/aira/

４　応募資格

本プロポーザルへの参加者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1)　鹿児島県が発注する役務の提供等の業務に関する競争入札に参加するための入札参加資格を取得している者又は取得予定の者であること。

(2)　県内に本社又は支店（営業所）を登記している法人であること。

(3)　令和７年４月以降に、次の条件を総て満たす医療機関と医事業務等の契約実績を有すること。

① 県立姶良病院と類似又は同等以上の規模を有する医療機関
② 精神科病院
③ 電子カルテ導入医療機関

(4) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(5) 鹿児島県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(6) 令和５年４月以降に医療機関において契約不履行による契約解除の実績がない者であること。

(7) 本委託業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な資本力を有すること。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められる法人又は個人。

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる法人又は個人。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる法人又は個人。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる法人又は個人。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人又は個人。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる法人又は個人。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる法人又は個人。

ケ 参加者が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、当院が参加者に当該契約の解除を求めた際、それに従わない法人又は個人。

５　参加申込方法

(1)　仕様書、様式等の配布期間及び配布場所

①　配布期間　令和８年11月４日（水）から令和８年11月24日（火）
（土日、祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時まで間を除く。）

②　配布場所　鹿児島県姶良市平松６０６７　鹿児島県立姶良病院　経営課
電話番号　：０９９５－６５－３１３８　内線２２６
ＦＡＸ番号：０９９５－６５－８０４４
Ｅ-mail　：air-hos-keiei@pref.kagoshima.lg.jp
※　鹿児島県立姶良病院ホームページからダウンロード可能
HPアドレス：http://hospital.pref.kagoshima.jp/aira/

(2)　参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書（様式１）を１部提出すること。

①　受付期間　令和８年11月４日（水）から令和８年11月24日（火）
（土日、祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

②　提 出 先　上記⑴②の配布場所に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送（必着）すること。

６　辞　退

参加申込書提出後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式３）を前記５⑴②の配布場所に速やかに提出すること。

７　質問及び質問に対する回答

本プロポーザルに係る説明会等は特に実施しないので、質問等がある場合は、質問書（様式２）を提出すること。

(1)　質問書の受付

ア　受付期間　令和８年11月４日（月）から令和８年11月24日（火）まで

イ　提 出 先　上記５⑴②の配布場所に同じ。

ウ　提出方法　郵送、持参、ＦＡＸ、電子メールのいずれかによること。

(2)　質問に対する回答

質問を受理した日から概ね４日以内に参加者全員に電子メール若しくはＦＡＸにて回答する。（最終の回答は、令和８年11月30日（月）までに行う。）

８　企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、次の書類を提出すること。

(1)　提出書類等

作成に当たっては、別添「企画提案書等作成上の留意事項」を参考にすること。

①　鹿児島県立姶良病院診療報酬請求業務等委託企画提案応募申請書（様式４）

②　企画提案書

③　商業登記簿謄本、会社概要及び業務受託実績を証明する書類
④　見積書（様式５）
⑤　納税証明書（鹿児島県が発行する県税について未納がないことの証明）

(2)　提出期間　令和８年 11 月４日（水）から令和８年 12 月４日（金）
（土日、祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

(3)　提 出 先　前記５⑴②の配布場所に同じ。

(4)　提出方法　持参又は郵送（必着）

(5)　提出部数　正本１部、副本９部

９　参加者による提案説明等

(1)　参加者は提案内容の説明を行うものとする。
説明時間は 30 分程度を予定している。

ア　予定日時　令和８年 12 月 10 日（木）以降（日時等は別途参加者に通知する。）

イ　場　　所　鹿児島県立姶良病院　第二会議室

(2)　提案説明後の質問等
提案説明後に、質問時間を 20 分程度予定している。
また、ヒアリング及び疑義に対して文書回答をお願いすることがある。

10　選定方法及び契約に関する事項

(1)　選定方法
院内審査委員会を設置し、提案書、提案説明の内容等に基づいて審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2)　選定結果の通知
選定結果は、全ての参加者へ文書で通知する。

(3)　契約に関する事項

ア　選定された最優秀提案者と契約に関する協議を行うものとする。
なお、提案内容に基づき、協議の上で仕様書の内容を変更する場合がある。

イ　選定された最優秀提案者との協議が整わない場合は、次点と評価した提案者と同様の協議を行うものとする。

11　その他

(1)　参加に必要な経費は、参加者の負担とする。

(2)　提出書類は、返却しないものとする。

(3)　企画提案に関し、提出された提案書等は、本業務における選定以外の目的で使用しない。

(4)　提案書等の提出期限後の変更及び追加については認めないものとする。

(5)　定められた期限までに提案書等を提出しなかった場合及び提案書等に虚偽の記載があった場合は、本プロポーザルへの参加を無効とする。

(6)　選定後、参加者の会社名等は公表することがある。
また、選定結果については、最優秀提案者以外は、参加者が特定されない方法で公表する。